

## 「第3期舞鶴市環境基本計画」(案)に対する意見募集の結果について

### ◆処理区分

A: 意見を踏まえ、素案の改正等を行うもの	件
B: 意見を踏まえ、その趣旨を施策展開に反映させていくもの	1 件
C: 意見の趣旨がすでに案に盛り込まれているもの。	件
D: 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくもの	件

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
<b>環境像について</b>			
1	<p>子供達の将来の可能性を、「舞鶴市で生活を営む大人として約束する」という観点から、39 頁にある本市が目指すべき環境像として掲げる「～人も地域も地球も元気～環境に優しい持続可能なまちづくり」という環境像を「～人も地域も地球も元気～子供の未来が見える環境に優しい持続可能なまちづくり」と、提案したいと思えます。</p>	B	<p>環境像につきましては、第2期舞鶴市環境基本計画を策定する際に、将来の世代に引き継いでいける舞鶴市を念頭におき、2050 年の舞鶴市のあるべき姿を想定し、策定したもので、頂いたご意見の趣旨は反映されております。</p> <p>また、基本目標でも、将来の世代に大きな負担を負わせることがないよう、持続可能な社会の形成を基本とし、取り組みを掲載しておりますことから、頂いたご意見につきましては、その趣旨を施策展開に反映させてまいります。</p>